

オールふくしまの酒づくり支援事業実施要領 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

新 (改正後)	旧 (改正前)
<p style="text-align: center;">オールふくしまの酒づくり支援事業実施要領</p> <p>本事業の実施に当たっては、福島県農産振興事業補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という）及び福島県農産振興事業事務取扱要領のほか、この要領に定めるところによる。</p> <p>第1 目的 (略)</p> <p>第2 事業の種類等 (略)</p> <p>第3 補助 県は予算の範囲内において、交付要綱の定めるところにより、市町村に対して補助する。 ただし、市町村域を超える広域的な団体が事業を行う場合 <u>(削除) や、所管の農林事務所長 (以下、「所長」という。)</u> が特に必要と認める場合には直接補助を行うことができる。 なお、交付額は千円単位とし、千円未満の額は切り捨てるものとする。</p> <p>第4 事業の実施等の手続き 1 (略)</p>	<p style="text-align: center;">オールふくしまの酒づくり支援事業実施要領</p> <p>本事業の実施に当たっては、福島県農産振興事業補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という）及び福島県農産振興事業事務取扱要領のほか、この要領に定めるところによる。</p> <p>第1 目的 (略)</p> <p>第2 事業の種類等 (略)</p> <p>第3 補助 県は予算の範囲内において、交付要綱の定めるところにより、市町村に対して補助する。 ただし、市町村域を超える広域的な団体が事業を行う場合 <u>などの理由がある場合 (追加)</u> は直接補助を行うことができる。 なお、交付額は千円単位とし、千円未満の額は切り捨てるものとする。</p> <p>第4 事業の実施等の手続き 1 (略)</p>

<p>2 (略)</p> <p>3 市町村長は、事業実施主体より提出された事業実施計画書を取りまとめ、事業実施計画承認申請書（様式第3号）により、<u>(削除) 所長 (削除)</u> に提出する。</p> <p>4～12 (略)</p> <p>第5 事業の実施期間 (略)</p> <p>第6 事業の推進指導 (略)</p> <p>第7 成果確認検査について (略)</p> <p>第8 その他 (略)</p> <p>附 則 この要領は、令和6年4月1日から施行する。 <u>この要領は、令和6年8月14日から施行する。</u></p> <p>様式第1－1号～第7号 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 市町村長は、事業実施主体より提出された事業実施計画書を取りまとめ、事業実施計画承認申請書（様式第3号）により、<u>所管の農林事務所長 (以下、「所長」という。)</u> に提出する。</p> <p>4～12 (略)</p> <p>第5 事業の実施期間 (略)</p> <p>第6 事業の推進指導 (略)</p> <p>第7 成果確認検査について (略)</p> <p>第8 その他 (略)</p> <p>附 則 この要領は、令和6年4月1日から施行する。 <u>(追加)</u></p> <p>様式第1－1号～第7号 (略)</p>
--	---